

第7条：【人材紹介サービス料金の返還】

- 1 乙は、本契約に基づき甲に入社した採用決定者が入社後3ヶ月以内に甲を退職した場合のうち、当該採用決定者の自己都合による退職または当該採用決定者の責に帰すべき事由に基づく退職の場合に限り、当該採用決定者の甲における在職期間に応じて、以下に定める金額（別途消費税）を甲に払い戻すものとする。この場合、乙は、当該払戻金を、当該採用決定者の退職した日の属する月の翌月末日（金融機関の非営業日である場合は直前の営業日）までに甲の指定する銀行口座へ現金振込みにて支払うものとする。尚、振込手数料は乙の負担とする。

1ヶ月以内の退社：人材紹介サービス料金の80%

2ヶ月以内の退社：人材紹介サービス料金の50%

3ヶ月以内の退社：人材紹介サービス料金の30%

- 2 前項の定めは、甲が採用決定者を採用する際に、直前になって求人票記載事項と異なる労働条件で雇用契約の締結をした場合、若しくは、締結を求めたために直後に当該採用決定者が退職した場合、または、入社直後に、求人票の内容と異なる労働条件の変更を求めたために当該採用決定者が退職に至った場合、若しくは、入社直後であっても雇用条件の内容が法令に反しているものであり、それにより当該採用決定者が退職に至った場合、会社都合により退職に至った場合、当該採用決定者が死亡した場合、天災事変などの不測の事態の場合等には適用されず、乙は、前項の返金義務を負わないものとする。また、前項に定める退職理由に該当する場合であっても、甲が乙に対して行う当該採用決定者の退職報告が退職日から1ヶ月以上経過した場合には、前項に基づく返金の対象からは除外されるものとする。